

## いよぎん教育積立預金「愛情」規定

### 1. (預金の預入れ)

(1) この預金の預入れは口座振替により取扱います。

ただし、この預金の口座開設時の初回預入に限り、口座振替以外の方法により預入れすることができます。

(2) 口座振替の振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された「いよぎん教育積立預金「愛情」申込書(兼預金口座振替依頼書)」等の所定の書面に記載のとおりとし、その取扱は後記8. 口座振替によります。

(3) この預金の毎月の預入金額は千円単位で1回1千円以上10万円以下とし、特定日の預入金額は千円単位で1回1万円以上30万円以下とします。

なお、口座開設時の初回預入金額は、毎月または特定日の預入金額と同額とします。

(4) この預金は、目標日の前年の12月30日まで預入れることができます。

### 2. (預金の目標日、おまとめ継続日)

(1) この預金は、別に提出された「いよぎん教育積立預金「愛情」申込書(兼預金口座振替依頼書)」に記載された預金者のお子様(以下「子供」といいます。)の生年月日および口座開設後最初に到来する入学予定年にもとづき、子供が高等学校を卒業する予定の年の2年1日を「目標日」とします。

(2) 目標日から3年毎に遡った2月1日を「おまとめ継続日」(以下「継続日」といいます。)とします。

(3) 目標日は子供の休学等の理由により1年または2年繰り下げることができます。この場合は、子供が学校へ入学する予定の年の継続日または目標日の2営業日前までに、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して当店に申し出てください。

(4) 目標日を繰り下げた場合は、変更後の目標日から3年毎に遡った2月1日を変更後の継続日とします。

ただし、変更前の直近の継続日については、目標日の変更後も継続日とします。

なお、子供の高校在学中に目標日を繰り下げた場合は、変更前の目標日を継続日とします。

### 3. (預金の種類、おまとめ継続等)

(1) この預金は、その預入のつど直近の継続日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)とします。

ただし、直近の継続日までの期間が1か月に満たない場合は次回の継続日を満期日とします。

(2) 継続日には、継続日当日を満期日とする各々の定期預金をおまとめして1口の自由金利型定期預金(M型)とします。

なお、継続日におまとめした定期預金は、次回の継続日(次回の継続日がないとき

は目標日)を満期日とする自由金利型定期預金(M型)とします。

- (3) 最終の継続日の1か月前の応当日以降に預入れる場合は、目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)とします。

#### 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は目標日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された口座振替の振替払出口座(以下4.(2)において「指定口座」といいます。)へ自動的に入金します。

なお、目標日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に目標日日付にて入金します。

- (2) この預金の口座開設後1年以上経過した場合は、子供が小学校、中学校または高等学校へ入学する予定の年(以下「入学予定年」といいます。)の継続日(継続日が銀行休業日の場合は翌営業日)に入学一時金を受け取ることができます。

- ① 入学一時金の受取りを希望する場合には、入学予定年の継続日の2営業日前までに当行所定の「入学一時金受取申込書」に届出の印章により記名押印して当店に申し出てください。

- ② 入学一時金の受取金額は、入学予定年の前年の10月末日におけるこの預金の残高の20%以内で1万円単位とし「入学一時金受取申込書」に記載された金額とします。

- ③ 入学一時金は、指定口座へ自動的に入金します。

- (3) この預金は入学一時金以外に一部払戻することはできません。

#### 5. (利 息)

- (1) この預金に適用する利率(以下「約定利率」といいます。)はつぎのとおりとします。

- ① 口座開設日から口座開設以後最初に到来する入学予定年の1月31日までは、預入金額に応じて、預入日における預入日から満期日までの預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)の店頭表示利率に0.1%を加えた優遇利率を適用します。

※平成28年4月3日以前、既に契約されている方は、0.2%です。

- ② 口座開設以後最初に到来する入学予定年の継続日から次回の入学予定年の1月31日(次回の入学予定年がないときは目標日の前日)までは、預入金額に応じて、預入日における預入日から満期日までの預入期間に応じたスーパー定期の店頭表示利率に0.2%を加えた優遇利率を適用します。

※平成28年4月3日以前、既に契約されている方は、0.3%です。

- ③ 口座開設以後に到来する2回目の入学予定年の継続日から3回目の入学予定年の1月31日(3回目の入学予定年がないときは目標日の前日)までは、預入金額に応じて、預入日における預入日から満期日までの預入期間に応じたスーパー定期の店頭表示利率に0.3%を加えた優遇利率を適用します。

※平成28年4月3日以前、既に契約されている方は、0.5%です。

- ④ 口座開設以後に到来する3回目の入学予定年の継続日から目標日の前日までは、預入金額に応じて、預入日における預入日から満期日までの預入期間に応じたスー

パー定期の店頭表示利率に0.3%を加えた優遇利率を適用します。

※平成28年4月3日以前、既に契約されている方は、1.0%です。

- ⑤ また、この預金の預入対象となる子供が3人以上の場合、上記①～④の各優遇利率に0.1%を加えた優遇利率を適用します。
  - ⑥ この預金への預入を継続して6か月以上中断したときは、上記①～⑤の優遇利率は適用いたしません。この場合は、店頭表示利率を適用します。
- (2) この預金の利息は満期日（継続日または目標日）につぎのとおり計算します。
- ① 預入日から満期日までの期間が1か月以上2年未満の場合  
預入日から満期日の前日までの日数および前記(1)の約定利率によって計算します。
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上3年未満の場合
    - A. 預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日から中間利払日の前日までの日数および当行所定の中間利払利率（前記(1)の約定利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。）によって中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を計算します。
    - B. 中間払利息を中間利払日にこの預金に預入したものとみなして、中間利払日から満期日の前日までの日数および前記(1)の約定利率によって計算します。
    - C. 預入日から満期日の前日までの日数および前記(1)の約定利率によって計算した利息から中間払利息を差し引いた利息の残額を計算します。
  - ③ 預入日から満期日までの期間が3年以上の場合  
預入日から満期日の前日までの日数および前記(1)の約定利率によって6か月複利の方法により計算します。
- (3) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 継続日に計算したこの預金の利息は、継続日におまとめした預金の元金に組入れて継続します。
  - ② 目標日に計算したこの預金の利息は、目標日にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息はつぎのとおり支払います。
- ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ② 預入日の6か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金を、預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた(a)および(b)の利率（小数点第4位以下は切捨てます。以下同じです。）のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、預入期間に応じた算式により計算した(a)および(b)の利率が解約日に

における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

- A. 預入日から解約日までの預入期間が6か月以上1年未満の場合
  - (a) 約定利率×50%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%
- B. 預入日から解約日までの預入期間が1年以上2年未満の場合
  - (a) 約定利率×70%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
- C. 預入日から解約日までの預入期間が2年以上3年未満の場合
  - (a) 約定利率×70%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間2年の店頭表示利率」×95%

- ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金を、預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた (a) および (b) の利率のうちいずれか低い利率によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、預入期間に応じた算式により計算した (a) および (b) の利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

- A. 預入日から解約日までの預入期間が6か月以上1年未満の場合
  - (a) 約定利率×40%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間6か月の店頭表示利率」×95%
- B. 預入日から解約日までの預入期間が1年以上1年6か月未満の場合
  - (a) 約定利率×50%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
- C. 預入日から解約日までの預入期間が1年6か月以上2年未満の場合
  - (a) 約定利率×60%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間1年の店頭表示利率」×95%
- D. 預入日から解約日までの預入期間が2年以上2年6か月未満の場合
  - (a) 約定利率×70%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
- E. 預入日から解約日までの預入期間が2年6か月以上3年未満の場合
  - (a) 約定利率×90%
  - (b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間2年の店頭表示利率」×95%
- F. 預入日から解約日までの預入期間が3年以上4年未満の場合
  - (a) 約定利率×90%

(b) 預入日におけるスーパー定期の「預入期間3年の店頭表示利率」×95%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 6. 取引等の制限

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引との制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 8. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を前記4.(1)の自動解約以外の方法で解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店へ提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合

③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合
  - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
  - ⑥第6条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
  - ⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

#### E. その他前各号に準ずる行為

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 9. (口座振替)

- (1) 振替日には、あらかじめ指定された振替払出口座から振替金額を自動的に引落とし、この預金に入金します。この場合、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず預金通帳および普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振替日当日が銀行休業日の場合は、当該休業日を預入日として、翌営業日に振替を行います。
- (3) 振替日当日に振替払出口座の支払可能残高が振替金額に満たないときは、通知することなく振替を行いません。
- (4) この口座振替契約は、特にお申し出のない限り同一条件で取扱います。  
口座振替契約を変更する場合は、あらかじめ当行所定の書面に振替払出口座の届出印章により記名押印して当店に届出てください。
- (5) 振替払出口座を変更したときは、入学一時金の入金指定口座および目標日における解約元利金の入金指定口座を変更後の振替払出口座に自動的に変更します。

#### 10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 12. (譲渡、質入れの照合)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によ

り行います。

13. (通帳の効力)

この預金の元利金をあらかじめ指定された口座振替の振替払出口座に入金した後は、この通帳は無効となります。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (規定の変更等)

- (1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。



- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順次方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上